

金融データワーキンググループ 報告

平成31年3月15日

金融データWGでの検討について

Fintech と情報銀行

- 金融分野においては、近年、情報通信技術(ICT)の急速な進展により、送金・決済、資産運用、クラウドファンディング・ソーシャルレンディング、融資、企業会計、PFM(個人財務管理)など、これまでなかった革新的なサービスが次々と生み出されている。
- このFinTechの大きな流れにより、金融機関等の保有するデータがより付加価値を生む状況を作り出すことが期待されるところであり、個人にとっては、自分自身のために利活用することが可能なデータが蓄積されていくこと、また、自分自身に関するデータを利活用するサービスが増えていくことを意味する。
- 特に、「情報銀行」の仕組みの下で、個人は、各社が保有する自己データへの関与が容易となることが期待される。情報銀行にとっても、FinTechにより蓄積・利活用されるデータは、取り扱うデータの中核の一つと考えられる。
- FinTech企業と情報銀行の関係としては、データホルダーとして個人の指示の下で情報銀行にデータを提供すること、自身が情報銀行となること、情報銀行からデータの提供を受けて利活用するデータ提供先となること、いずれも可能である。

本WGでの検討事項

- FinTechと情報銀行の関係や今後の可能性を踏まえ、本WGでは以下について検討を行った。
 1. 情報銀行による金融データの取扱い
 2. 信用スコアの取扱い

1. 「情報銀行」による金融データの取扱い(1)

決済・購買データの現状

- 小売市場において、平成28年度のEC市場規模は約15兆円、売上全体に占める割合は5.4%となっている(※)。この割合は年々増加しているものの、消費者の購買行動の全体像を把握するには不十分であり、実店舗における決済データ・購買データの把握にも期待がかかる。
※経済産業省「平成28年度電子商取引に関する調査」
- 実店舗の決済データについては、キャッシュレス決済分については一定のデータ蓄積が行われている。クレジットカードの決済データ(利用明細)は、個人は郵送(紙)で受領するか、カード会社のWebサイト・アプリで閲覧が可能であり、電子マネー決済・QRコード決済の決済データ(利用履歴)は、決済事業者のWebサイト・アプリで閲覧が可能である。
- 特に、QRコード決済サービスは、今後我が国のキャッシュレス化の裾野を大きく広げると期待されている。決済事業者は、ユーザの属性、決済店舗、決済額等に関するデータを保有しており、このような決済データを小売事業者がマーケティング・販売促進のために利用する仕組みも提供されている(例えば、年齢や性別といったユーザの属性に応じてクーポンを発行する等)。現時点では、決済データをこれ以外の目的で利活用することや、他社とのデータ連携については行っていないとのことであるが、今後のキャッシュレス化の進展により、更なる決済データの集積・利活用が期待される。
- 実店舗の購買データについては、個人は現金決済分については紙のレシートで受領しており、電子的に閲覧できる媒体は存在しない。また、小売事業者の側でも、購買データ(購入された商品などに関する情報)については電子化されておらず、現状では利活用することは困難である。また、POSシステムによりデータ収集を行っている小売事業者においては、POSによる購買データのデータ連携(第三者提供)を現時点では行っておらず、当面は、電子レシート等による購買データの電子化に向けた取組が進むことが期待される。購買データの集積・利活用には情報フォーマット等の標準化も課題となるが、ロジスティクスの高度化や商品開発の促進などに繋がることも期待される。

1. 「情報銀行」による金融データの取扱い(2)

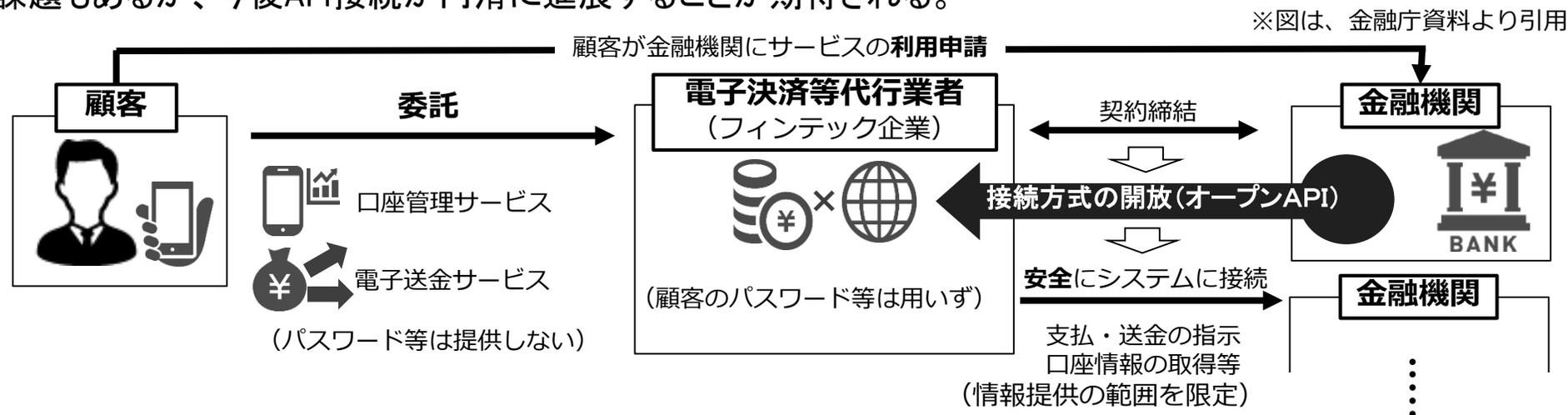
決済・購買データの現状

	事業者 (EC事業者／店舗)	事業者(決済事業者)	消費者
ECサイトでの購買	・利用者の情報及び商品の購買情報を蓄積	・消費者のサイトでの利用額に関する情報	・サイトの利用履歴の閲覧 ・クレジットカード等の利用明細
現金による実店舗での購買	・POS導入店舗であれば、商品の購買に関する情報	—	・レシートの受取
キャッシュレス支払による実店舗での購買	・POS導入店舗であれば、商品の購買に関する情報	・消費者の店舗での利用額に関する情報	・クレジットカード等の利用明細 ・QRコード決済履歴の閲覧

1. 「情報銀行」による金融データの取扱い(3)

銀行等とのAPI接続の進捗

- 銀行口座の情報を取得する場合、これまではスクレイピングによることが多かったが、情報セキュリティ等利用者保護上の懸念があるとの観点や、また、一方で銀行におけるAPIの開放を促進しオープンイノベーションを進めたいという観点があった。このため、平成29年6月に公布された銀行法等の一部を改正する法律において、データ利用側のFinTech企業に対して「電子決済等代行業者」として登録制が導入され、データ開放側のAPIの導入にかかる体制整備について努力義務が定められた。(下図参照)
- API接続は、「1.契約書」の締結、「2.セキュリティチェックリスト」に従ったチェックを行うとともに、「3.電文仕様」に沿って開発するという流れになるが、効率的なAPI接続のためには一定の標準が極めて重要である。既に全国銀行協会及びFISC(金融情報システムセンター)によって標準化が進められている。
- 課題もあるが、今後API接続が円滑に進展することが期待される。



- また、クレジットカード事業者については、平成30年4月にAPI仕様やセキュリティ、利用者保護の対策について示した「クレジットカードデータ利用に係るAPIガイドライン」(経済産業省)が公表されている。

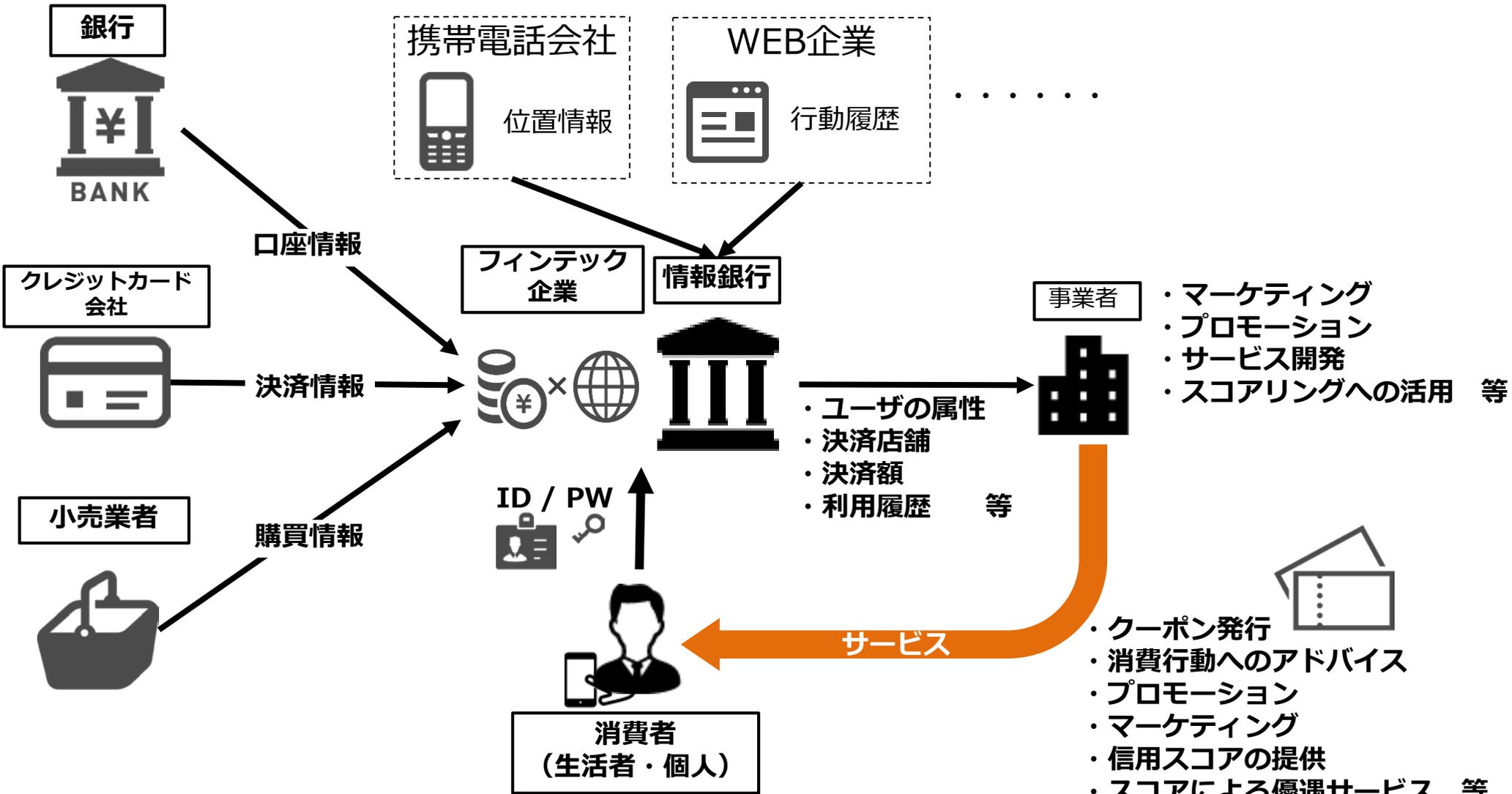
1. 「情報銀行」による金融データの取扱い(4)

情報銀行による金融データの活用

- 情報銀行をより便利なものにしていくために、前項にあるような各種の金融データを幅広く取り入れていくことが期待されており、必然的にその方向に向かうものと考えられる。
- 例えば、一部の金融機関が検討中の情報銀行サービスでは、PFM(Personal Financial Management)事業者から取得した金融データを連携・表示することとしている。本サービス案では、銀行口座の入出金データ等を取り扱っているが、それ以外にも、情報銀行は、今後、様々なキャッシュレス決済手段の決済データや小売事業者の購買データを取り扱うことも考えられる。
- 現在生まれつつある多様な決済サービスを含め、個人がID/PW等でログインすることで閲覧可能な情報については、情報銀行又は情報銀行にデータを提供するFinTech企業が、API接続又は銀行法等の規制の範囲内でスクレイピングすることにより、取得することが可能である。
- 情報銀行を通じ、消費者の資産状況や消費活動を正確に可視化することや、これらのデータをAI等により分析し消費者に適切なアドバイスを提供することなどを通じて、より計画的な消費活動や合理的な資産運用が可能となることが期待される。
- また、口座情報、決済データ、購買データ等のビッグデータのマーケティングやプロモーション、サービス開発、顧客にあった金融商品・融資の提供等への活用(2次利用)が加速することも考えられる。

1. 「情報銀行」による金融データの取扱い(5)

情報銀行による金融データ活用のイメージ



2. 信用スコア

(1) 海外の状況

- 従来から、クレジットの申込内容や契約内容、支払状況、残高などで構成される「信用情報」は、クレジットやローン等の申し込みや契約において用いられている。
- 近年、データの蓄積により新たな「信用情報」が形成されており、決済情報のビッグデータとAIを組み合わせることで与信費用(信用コスト)の発生率の分析精度を向上させることによりコストを下げることで、これまで融資実行が困難と判断された個人や中小企業への資金供給を行っている。
- 特に中国では、アリババグループの芝麻信用を始め、このような新たな「信用情報」を提供する信用スコア事業が盛んである。スコアの基となるデータは事業者により異なるが、芝麻信用であれば、アリババでの電子商取引や公共料金の支払、納税、資産状況、学歴、趣味等とされている。芝麻信用では、これらの情報を基に950点満点のスコアを数値化し、これを第三者提供することによって、金融取引だけでなく、住宅賃貸、カーリース、P2P取引での信用評価にも活用している。中国人民銀行が2018年2月に「百行征信信用有限公司」(略称は「信聯」、信用情報を扱う8社及び業界団体が出資)という官主導の企業に正式な個人信用情報ライセンスを与えたことを発表している。
- また、米国では従来からFair Isaac Corporation(FICO)などの信用スコアが利用されている。FICOスコアは、大手のクレジットレポートをもとに、与信実績や、裁判所の命令等の公開された個人の公的情報、賃料支払状況等から計算され、与信のみならず、住宅の賃貸、自動車や住宅の付保、従業員の採用など様々な場面で利用されている。

2. 信用スコア

(2) 国内の状況

- 日本国内でも、複数の企業が信用スコア事業に参入、又は、参入を検討している。(以下、各社プレスリリース資料より。)
 - **J. Score**(みずほ銀行とソフトバンクが共同出資)
2017年9月、AIスコア・レンディング開始
利用者の多様なデータをAI技術を活用してスコア化し、そのAIスコアをもとに条件を提示してレンディングを行うサービス。
2018年10月、AIスコア・リワード開始
「AIスコア」をベースにした「リワードスコア」及びスコアランクに基づき、アライアンス企業において様々なリワード(特典)が受けられるサービス。
 - **NTTドコモ** 2019年3月、ドコモ レンディングプラットフォームを提供開始予定
ドコモのビッグデータを活用した「ドコモスコアリング」、融資サービスや返済計画のアドバイスを利用するためのスマートフォンアプリ「レンディングマネージャー」、ドコモの各種サービスとの連携を提供。
 - **ヤフー** 2018年10月、独自のスコアを開発・活用する実証実験を開始
実証実験では、ヤフーが保有するビッグデータを基に独自のスコアを開発し、本スコアを活用することでユーザーに対する特典プログラムの実施やパートナー企業のサービス利便性向上や課題快活などを図る。
 - **LINE** 今後、LINE Credit株式会社において個人向けスコアリングサービス「LINEスコア」を提供開始予定。
- 国内企業においては、現時点では、信用スコアに基づき金利や貸出限度額が決まる融資サービスを中心に展開されている。

2. 信用スコア

(3) 今後の課題

- 信用スコアに基づく融資サービスは、これまでの金融機関では扱えなかった顧客ニーズへの対応を可能とするものであり、事業者側にも利用者側にも大きなメリットがあるものと考えられる。
- また、融資以外のサービス、例えば、シェアリングサービスにおいても、本人確認や保証金なしで新規ユーザがサービスを利用可能となる点において大きなメリットがあると考えられ、将来的にスコアリング結果の影響力はより大きくなることも考えられる。
- 他方で、中国のように、就職や結婚等に信用スコアが用いられると、人間そのものの選別につながる恐れがある。また、遺伝情報、差別につながる過去の情報等に基づく信用情報の数値化が行われれば、差別の再生産にもつながる恐れがあるとの指摘もある。
- このような課題に対して海外では対応が進んでいる地域・国もある。EUでは、スコアリングそのものの規制ではないが、スコアリング判定においてAIなどを用いた自動処理がなされることと関連する点として、GDPRにおいてAIなど自動処理のみに基づいて重要な決定が下されない権利を明文化され、米国ワシントン州などでは、従業員採用の際にスコアリング結果の提出を求めることが禁止され、カリフォルニア州では、個人情報の定義を拡張しAIプロファイリングの結果をこれに含める州法を制定している。
- わが国においても、個人にとって安心な形で情報を利活用する情報銀行において、個人の便益のためである信用スコアが個人の不幸を招くことがないように、信用スコアの利活用について一定の任意ルールが必要ではないか？

2. 信用スコア

参考: GDPRでの自動化された意思決定に関する条文

- データ主体は法的効果を生じさせるまたは同様の重大な影響をもたらすもっぱら自動化された意思決定(プロファイリングを含む)について、対象とならない権利を有する。(22条1項)
- 上記については以下の場合適用されないが、少なくとも人間の関与を得る権利、個人の見解を表明する権利、その決定を争う権利を保護するための措置が必要となる。(22条2,3項)
 - ✓ 個人／事業者間の契約の締結又はその履行のために必要となる場合
 - ✓ 法令によって認められる場合
 - ✓ 個人の明示的な同意に基づく場合

参考: 米国での信用スコアに関する規制について

- ワシントン州では、雇用主(又は求人者)が、職務内容と直接関係のない信用情報を取得することを禁止し、取得する場合には、取得が必要な理由を雇用者に提示することが義務づけられている。
- ワシントン州以外にも、米国の一部の州や都市では、同様の規制を設けている。規制の詳細は州等により異なり、信用情報を取得することが可能な場合を具体的に規定している州等もあり、例えば以下のような場合が取得してよい場合として挙げられている。
 - ✓ 雇用主が銀行等の金融機関である場合
 - ✓ 雇用される者が管理職のポストに就く場合
 - ✓ 雇用される者が機密事項や多額の現金を扱うポストに就く場合

2. 信用スコア

(4) 具体的な論点

① 同意取得

(第三者提供を含め)信用スコア算定の基礎となるデータを個人から取得するにあたって、また、信用スコアを第三者に提供する(企業連携する)にあたって、本人から同意を取得する方法について、個人情報保護法に規定する内容以上のことが求められるか？

(WGでの主な意見)

- 個人が、個人情報は何と掛け合わされてどのように利用されるのか知る必要があるのではないか
- 就職など重要な手続きに必須である場合、本人が利用に同意したと言えるのか

② 信用スコアの利活用

就職、結婚など、人間そのものの選別につながる用途への利活用への制限が必要ではないか？

(WGでの主な意見)

- スコアの生成者に対して規制しても個人が自ら他の企業に提供する場合があるので、用途で規制するべき
- 将来的に、現実スコアの提供による差別が生じた際に、用途への制限を検討するべき

③ 非提携企業による信用スコアの二次利用

信用スコアを生成した企業から許可を得ていない企業による信用スコアの二次利用について、何らかの制約を設けるべきか？実効的な制約とするための手段は？

(WGでの主な意見)

- 個人が自らのスコアを対外的に提供することを制限することは難しいのではないか

④ 信用スコアの基礎データ

遺伝情報、差別につながる過去の情報を基礎データとして用いることへの制限が必要ではないか？
本人の差別や不利益に繋がる情報の制限は必要か？

2. 信用スコア

(4) 具体的な論点

⑤ 説明責任・透明性

本人がスコアに異議がある場合にどのような救済手続を設けるべきか？また、与信の基礎となるインプット・データに対する本人からの訂正請求等をどのように認めるべきか？

(WGでの主な意見)

- スコアの計算方法が公になることで、スコアに迎合する行動が行われるのでは
- 全て公開する必要はなく、必要な範囲で透明性が確保されるべき(使用しているデータの概括的な説明など)
- スコアが外部から検証されないことは問題だが、何かあったときに規制当局が検証できるようにすることも考えられる
- 当初から完璧な説明責任・透明性を求めるよりも、個人が事業者を選択・乗り換えできるようにすることが重要ではないか

⑥ 人間の関与

GDPRに規定されているような、信用スコアを数値化において人間の関与を求めるようなことを認めるべきか？

(WGでの主な意見)

- 情報銀行であれば、データ倫理審査会が公平性を監視することも考えられるのではないか

⑦ その他

(WGでの主な意見)

- 個人に関する情報を点数化した指標は多岐にわたると考えられることから、「信用スコア」の定義付けが必要。
- 他方で、情報銀行のみに過度な制限をかけることで、認定を取得するインセンティブを損なわないようにする観点も必要。

情報銀行で信用スコアを扱う場合について

■ 情報銀行が信用スコアを取り扱う場合について、以下のようなパターンが考えられる。

